

(別添1)

国空航第2985号

令和2年2月21日

操縦技能審査員 各位

国土交通省航空局安全部運航安全課

「特定操縦技能審査実施要領」等の改正について（通知）

## 1. 背景

航空法（昭和27年法律第231号）第71条の3第1項の規定により、操縦技能証明を有する者は、航空運送事業者の運航規程に基づく定期的な技能審査を受けている場合等を除き、国土交通大臣の認定を受けた操縦技能審査員による特定操縦技能の審査を受け、これに合格していなければ、航空機の操縦等を行ってはならないこととしています（特定操縦技能審査制度）。

しかしながら、小型航空機等の航空事故等が頻発していることを受けて設置された「小型航空機等に係る安全推進委員会」において、特定操縦技能審査制度の実効性を向上させ操縦士に起因する航空事故等の防止を図るため、今般、操縦技能審査員に対し審査記録の作成・保存を義務付けるとともに、これに活用するための標準的チェックリストの作成が必要とされたところです。

## 2. 通知内容

航空局では、上記内容を踏まえ、今般、特定操縦技能審査実施要領等を改正（別添1）しましたので、各操縦技能審査員におかれましては、以下についてご対応願います。

### （1）特定操縦技能審査の審査記録の作成・保存

- ① 操縦技能審査員は、特定操縦技能の審査を行ったときは、以下の事項を含む審査記録を作成し、審査を実施した日から少なくとも2年間保存すること。当該審査記録は当局の求めがあったときは速やかに提出すること。

・被審査者に関する事項（氏名、連絡先、技能証明情報、航空身体検査証明情報（実技審査の全部を模擬飛行装置又は飛行訓練装置を使用して行う場合は不要）、飛行経験、安全講習会の受講の有無等）

- ・審査に関する事項（審査年月日、審査を実施した空港等、審査に使用した機材等、実技審査の飛行経路・時間、実際に審査を行った項目・方法等）
- ・審査結果に関する事項（合否（不合格の場合はその理由）、操縦等可能期間満了日（合格した場合に限る）、被審査者の操縦技能に関する所見、助言等を行った場合はその内容等）

- ② 上記審査記録については、原則として「特定操縦技能審査チェックリスト」を使用すること。ただし、同等以上の内容を含む独自の記録様式を使用することは妨げないこととする。

※操縦技能審査員におかれましては今回の改正内容への率先した対応をお願いします。また、定期講習において特定操縦技能審査チェックリストの主旨・使用方法についてご理解を促して参りますので、有効期間を問わず早期の受講をされるよう強く要望します。

### 3. その他依頼事項等

（1）小型航空機等に係る安全推進委員会において国と操縦士との間の一層の連携強化を図るよう指摘されているところ、操縦士への直接的な安全啓発や情報発信を強化するため、操縦士からの一層の電子メールアドレスの収集を図る必要があることから、特定操縦技能審査の機会を通じた電子メールアドレスの収集について改めてご協力願います。

なお、手続きの詳細については、航空局ホームページ  
[http://www.mlit.go.jp/koku/koku\\_tk10\\_000012.html](http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000012.html) をご確認ください。

#### 【連絡先】

航空局安全部運航安全課  
技能審査係・小型機安全対策係  
(03-5253-8737)